

ろうきょう通信

労供労組協事務局ニュース

発行: 労供労組協事務局

〒110-0003 台東区根岸 3-25-6 タブレット根岸 2F TEL:03-5603-7880 FAX:03-5603-7265 E-mail:roukyo@union-net.or.jp URL:http://www.union-net.or.jp/roukyo/

経過

2006年5月31日(水)~6月16日(金) 第95回 ILO 総会

7月21日(金) 16:00~ 労供労組協幹事会

労供労組協 ILO 報告会

27日(木) 19:00~ 企業組合コンピュータユニオン理事会

8月18日(金)、19(土) 労供労組協夏の合宿

21日(月) 15:30~ 音楽家派遣打合せ

17:00~ 企業組合スタッフフォーラム理事会

24日(木) 19:00~ 企業組合コンピュータユニオン理事会

9月 2日(土) 15:00~派遣労働ネットワーク事務局会議

- 第95回ILO総会に参加して -

第 95 回 ILO 総会は 5 月 31 日から 6 月 16 日までスイスのジュネーブで開催されました。

私は5月29日にジュネーブ入りし、総会前の5月30日にあった労働者グループの準備会合から参加

しました。この会合では、「雇用関係」は一世代かかるテーマで、皆さんの次の世代までかかるテーマだろうとの話が印象的でした。

今回の ILO 総会では、常設の財政委員会、条約勧告適用 委員会以外に 1.労働安全衛生、2.雇用関係、3.技術協力の各 委員会がありました。私はその中の「雇用関係」に参加しま した。



ILO 総会では3種類の会議があります。1.労働側雇用関係

会議(下記表中の"W1"のみ)2.雇用関係委員会(下記表中の"1"が参加)3.労働側グループ会議(下記表中の"W"が参加)

	労働側	使用者側	政府側
雇用関係	W 1	E 1	G 1
条約勧告適用	W 2	E 2	G 2
労働安全衛生	W 3	E 3	G 3
技術協力	W 4	E 4	G 4



ILO総会はILO本部と国連ヨーロッパ本部(パレ・デ・ナシオン)の2ヶ所に分かれて開催されま

す。開会式はパレ・デ・ナシオン本会議場で開催されました。私が参加した雇用関係の会議もパレ・デ・ナシオンでありました。

雇用関係委員会(Committee on the Employment Relationship)

雇用関係の会議もパレ・デ・ナシオンで開催され、最初に議長の選出があり、雇用関係労働者会議の議長として南アフリカ共和国のイブライム・パテルさんが選出されました。パテル ILO の理事であり、パテルさんは雇用関係の労働者側スポークスパーソンも務めます。

雇用関係委員会は労働者側、政府、使用者側の三者が参加する委員会で、ILO総会初日の5月31日から日曜日を除く毎日(月-土)、6月9日まで開催されました。

雇用関係委員会では「雇用関係」の一回討議ということで雇用関係の勧告を出すための討議、主に勧告の文面を決める討議が行われました。15日の全体会で記録投票が行われ、賛成329、反対94、棄権40で「雇用関係に関する勧告」が採択されました。

労働者雇用関係会議(Workers' meeting on the Employment Relationship)

労働者雇用関係会議は雇用関係の労働者側委員だけで行われる会議です。

毎日行われ、日に2、3 回(各回1 時間または2 時間)開催されます。場所は雇用関係委員会が行われるパレ・デ・ナシオンのXVII 会議室です。

雇用関係の事務局案勧告について討議し、修正案を出します。それから、各国の政府の動向について報告しあったり、使用者側の思惑に乗らないよう作戦を練ったりします。

勧告をできるだけ労働者側に有利なものとするため、一番重要なことは政府側をいかに取り込むか、ということです。そのためにはロビー活動が必要だと、労働者側のスポークスパーソンのパテルさんは常々言っていました。



労働者グループ会議(Workers' group meeting)

労働者グループ会議は雇用関係委員会、条約勧告適用委員会、労働安全衛生委員会そして技術協力委員会の労働側委員が参加する会議です。

隔日に行われ、第1週は変則で5月31日(水)、6月1日(木)、3日(土)に第2週は5日(月)、7日(水)、9日(金)に行われました。各委員会の状況報告、全体の報告や事務局連絡等が行われます。

パレ・デ・ナシオンまでの通勤

ジュネーブ内の交通機関はトラム(路面電車)、バス、トロリーバスがあります。これらの市内交通は TPG (Transports Publics Genevois) と呼ばれており、共通のカードでチケットが購入できます。

その他、タクシーもありますが、日本より高く、驚いた のが、乗るとすぐにメーターが上がり始めたことです。

パレ・デ・ナシオンまでの通勤はトラムを使いました。 コルナヴァン駅前で乗り、パレ・デ・ナシオンまで約10 分、ドアツードアでも 20 分くらいしかかかりません。

記:事務局長 横山南人



労供労組協夏の合宿報告

─ 8月18日~19日、国民年金健康保養センターさがみのにて ―

今年は例年の秋の学習会に変えて、夏の合宿と称して、8月18日(金)、19日(土)の2日間、国民年金健康保養センターさがみのにて10組合17人の参加の下、以下のテーマで行われました。

- 1.労供労組協における今後の運動について
 - (1)ILO 雇用関係に関する勧告を今後の運動にどう活かすか
 - (2)具体的な運動の展開について
- 2.厚生労働省要請について
- 3.秋のシンポジウムについて その他

今年は第 95 回 ILO 総会において「雇用関係に関する勧告」が出されています。この勧告は労働側は もちろん、日本政府をはじめ、多くの国の政府も賛成して採択されました。

勧告では、勧告の対象および目的、雇用についての考え方や雇用の判断基準、決定手続などについて書かれています。この勧告について、日本において実施、実現できるなら雇用が拡大されるなど、労働者にとって必ずよりよい労働環境が実現できる意味のあるものだと確信しています。

勧告における雇用の判断基準の内容

1.事実優先主義、2.広範囲の手段の容認、3.推定規定、4.職種によるみなし、5.従属や依存、6.雇用関係の存在の具体的な指標として…①他の当事者の指示と管理のもとで行われる②企業の組織内の労働者の統合を伴っている③他の人物の利益のためだけに、または主としてそのために行われる④労働者が自分で遂行しなければならない⑤労働を要求する当事者によって定められ、または合意された一定の労働時間内または職場で行われる⑥一定の期間続き、継続性がある⑦労働者を確保する必要がある⑧労働を要求する当事者が道具、資材、機械を提供する。

⑨労働者に対する定期的な報酬の支払い⑩報酬が労働者の唯一または主な収入源であるという事実 ⑪食料、宿泊設備、交通などの実物支給⑫週休と年次休暇などの権利の承認⑬業務を遂行するため の労働者の出張に対する業務を求めた当事者による支払い⑭労働者に対する金銭リスクの不在

労供労組協の夏の合宿ではこの勧告をどう運動につなげていくか、を中心に討議しました。 具体的には厚生労働省要請、秋のシンポジウムについてです。

厚生労働省要請については現在要請案を作成し、日程を厚生労働省と調整中です。決まり次第、またこの、ろうきょう通信でお知らせします。

予定

2006 年 9 月 8 日(金) 18:30~ 企業組合コンピュータユニオン総会 12 日(火) 19:00~ 全港湾結成 60 周年記念祝賀会

23日(土) 17:00~ コンピュータユニオン SS (労供支部) 定期大会

10月11日(火) 15:30~音楽家派遣打合せ

17:30~企業組合スタッフフォーラム理事会

14 日(土) 15:00~ 派遣労働ネットワーク事務局会議